

氏名(本籍地)	片山 優美子 (埼玉県)		
学位の種類	博士 (社会福祉学)		
報告・学位記番号	甲第424号 (甲福第59号)		
学位記授与の日付	平成29年9月25日		
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当		
学位論文題目	重度精神障害者の一般企業への就職と定着支援に関する研究 —Individual Placement and Supportの有効性に関する量的・質的調査—		
論文審査委員	主査 教授	医学博士	白石 弘 巳
	副査 教授	博士 (社会福祉学)	吉 浦 輪
	副査 教授	博士 (教育学)	是 枝 喜代治
	副査 教授	博士 (社会福祉学)	稲 沢 公 一
	副査	筑波大学大学院教授 博士 (保健学)	小 澤 温

### 【論文審査】

わが国では、精神科病床が30万床を超えており諸外国に比較して多いこと、また入院患者の平均在院日数も世界に類を見ないほど長いこと、などが問題とされてきた。さらに、最近の約20年間で精神疾患のために治療を受ける者の数が216万人から392万人へと急増し、おそらくはうつ病等の精神疾患を背景にもつと推定される自殺者の数が年間3万人を超える年が続いた。厚生労働省は、2004年に「精神保健医療福祉改革ビジョン」を策定し、国が取り組むべき施策として「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向性を打ち出した。精神疾患のために長期間日常生活や社会活動に相当の制限を余儀なくされた人々に対する福祉的支援は、精神障害に対する理解が得にくいこともあって、身体障害や知的障害に比較して立ち後れが目立っていた。1995年の精神保健福祉法以降、ようやく制度整備が加速され、2005年に施行された障害者自立支援法では、障害者のサービス供給体制の一元化にともない、他の障害と同等の支援体制が可能となった。それでも、精神障害者は、他の二障害に比較して利用できる制度も少なく、利用すべき人が多いにもかかわらず利用率が低くとどまっていると考えられている。障害者自立支援法以降、障害者に対する就労支援の一層の充実が目指されるようになり、最近数年間、精神障害を持つ人の就職率には顕著な上昇が認められるが、それでも、潜在的に就職を希望している人のうち、実際

に職に就く人の数はいまだ非常に少数にとどまっていると考えられる。また、精神障害者の場合、離職率の高さも課題として指摘されている。こうしたことから、日本においても、諸外国においてすでに実施されて支援を参考にするなどして、精神障害者に対するより有効な就労支援のあり方を確立することが喫緊の課題となっている。

片山院生は、地域の事業所での精神障害者に対する就労支援経験を踏まえ、就労支援の実態を調査し、重度の精神障害者の「働きたい」という希望の実現を図るべく、支援を行う際の指針となるような就職支援のあり方を明らかにすることを課題として研究を行ってきた。その結果、精神障害者に対する就労支援の効果を担保するためには、有効であるとの確たるエビデンスが得られている支援プログラムを探し出し、日本においてそのプログラムの有効性を検証し、有効性を生み出す要因について分析することが、現状を改革することにつながると考えた。

本論文は、このような意図のもとに片山院生が行った一連の調査研究の成果をまとめ、総合的に考察を加えたものである。

以下に、論文の構成を示す。

序章	本研究の目的と構成
第1章	我が国の障害者の雇用に関する施策と精神障害者の現状分析
第2章	精神障害者の一般企業への就職支援 —システムティック・レビューによる有効な支援方法の探索—
第3章	精神障害者の就労移行支援の現状 —他の障害との比較も含めて—
第4章	精神障害者の職場定着 —初回調査から12か月後の実態状況調査より—
第5章	重度精神障害者が一般企業で働く可能性 —IPSプログラムの有効性の検証—
第6章	我が国で16か月以上就業している重度精神障害者への演繹的アプローチ面接調査 —Individual Placement and Supportプログラムの8原則に関する質的研究—
第7章	重度精神障害者の就職および定着に関するインタビューの帰納的アプローチによる質的研究
終章	重度精神障害者への包括的な支援の必要性

以下に、本論文の概要を説明する。

序章において、本研究の目的は、1. 就労移行支援の支援実施機関および一般企業を対象とした調査を踏まえて、精神障害者の職場定着の実態を明らかにすること、2. 重度精神障害者の一般企業への就職および職場定着の可能性について検討することにより、我が国の精神障害者福祉における就職支援の改善に貢献することであると示された。

第1章では、まず我が国の精神障害者の現状について、障害者数、障害者雇用の状況、国の施策の変遷等が述べられたあと、精神障害者は他の障害に比して就労可能年齢の者が圧倒的に多いこと、雇用は身体障害者の一割にも満たないこと、我が国は精神病床数が諸外国と比較して群を抜いて多く、入院患者および福祉施設利用者の収入源は障害年金と生活保護が上位を占めること、などが示された。こうした現状に照らし、2004年に厚生労働省が示した「精神保健福祉の改革ビジョン」による施策にもかかわらず、今日なお、重症度の高い精神障害者の退院支援、就職支援が喫緊の課題となっていると論じた。

第2章では、重度精神障害者の一般企業への就職支援に関するシステムティック・レビューを行い有効性の明らかな就労支援プログラムの検索を行った。行った5つのシステムティック・レビューによると、精神障害者の一般企業への就職について有意な成果が認められたのは、重度精神障害者の援助付雇用および Individual Placement and Support（個別職業紹介とサポート：以下、IPS）であった。この有効性は、4年以上の長期にわたっていることも明らかとなった。我が国におけるIPSの有効性は導入後の期間も短いことから6か月間までしか検証できなかった。

この結果を踏まえ、IPSプログラムの概要が記載されたあと、本論文では、①日本においてもIPSプログラムの実施によって、障害の重い精神障害者の一般企業への就職について有効性が示されるかの検証、②障害の重い精神障害者が一般企業に就職した後の職場定着支援の有効性の検証、③日本においてIPSプログラムを実施する際、IPSモデルの8原則がそのまま適用されるのかの検証、④適用されるとすれば、その必要性、妥当性に関する優先順序の解明、⑤日本で支援を行う場合、IPSプログラムの8原則以外の支援を付加することに関する検討、という5つの研究課題が設定された。

第3章と第4章は、精神障害者の就労移行支援と定着支援に関する現状について調査した結果が示されている。第3章では、就労移行支援事業を行う15機関の利用者を対象として調査を行い、精神障害者の年率就職率は23.6%と身体障害者と知的障害者に比較して低く、また、精神障害者は一般企業以外の就労さえできない者が19.6%いるなどの結果が報告された。第4章では、精神障害者の一般企業での定着実態を把握するため、2007年9月に実施した調査の時点で精神障害者を雇用していた一般企業13社において、精神障害者の支援を中心的に担っている職員を対象として半構造化面接を行い、得られた内容をKJ法で分析した。その結果、就職していた精神障害者25名のうち、12か月後に5名（20%）が離職していた。特に、就職後1年未満の離職の割合が80%（4/5名）と高いことが明らかになり、就職後1年未満の人に対する定着支援体制のあり方、及び本人と企業のマッチングに課題があることが示唆された。

第5章は、日本でIPSプログラムを就職支援に用いている就労移行支援事業所2機関と精神科病院デイ・ケア2機関の計4機関を対象とし、そこで支援を受けていた223名の診療録を参照し、その成果についてまとめた。IPSプログラムが適切に行われているか否かについては、実施状況の忠実度を測るIPSフィデリティ得点を用いて確認した。その結果、就職率は全体で44.9%と日本の他の就労支援事業所の調査の結果と比較して高い値が得られた。より重症と考えられるGAF得点の低い者は高い者と比較して、労働時間は短かったが、就職までの支援の日数には有意差は認められなかった。その他、病院デイ・ケアよりも就労移行支援事業所の利用者の方がGAF得点が低かったこと、より重症の統合失調症の者でも、支援日数は長くなるが、他の精神疾患患者と同様に一般企業への就職に向けた支援を実施できることが示された。以上、IPSプログラムによる一般企業への就職支援の有効性が、日本において重症度の高い精神障害者を対象とする場合にも示された。

第6章では、16か月以上にわたって仕事を続けている精神障害者のうち、IPS支援機関利用当初GAF得点50点以下の重度精神障害者9名を対象として、IPSプログラムの8原則に相当する支援がどのように実施されたかを明らかにするため半構造化面接による調査を行った。結果は、質的データ分析法を採用してまとめた。その結果、IPSプログラムの8原則のうち9事例すべてに適用された原則は1.「一般企業への就職を目標とする」、6.「本人が働きたいと希望すれば迅速な就職支援サービスを提供する」、8.「就職後のサポートは継続的に行う」の3つであった。残りの5つの原則は半数以上の事例で行われていた。これら5つの原則については、事例研究の研究手法を用いてその理由を多角的に考察した。その結果、原則に忠実であろうとしつつも、支援者が本人の状況から適性に関する示唆を与えた場合、IPS事業所での支援が始まる前に他機関から実習および訓練を勧められていた場合、などについて柔軟に対応した結果であることを明らかにした。また、IPSの3.「就労支援の専門家と医療保健の専門家でチームをつくり支援する原則」、7.「利用者の好みに基づいて支援者は企業関係者との関係づくりを行う原則」は、日本では、医療の関与が強いこと（原則3）、公共職業安定所（ハローワーク）という国の無料職業紹介という独自の仕組みがあること（原則7）などのため、あえて支援を行う必要がない場合が多かったことが明らかとなった。こうしたことをもとに、米国のIPSモデルを我が国で実践する場合、8原則のうち特に重要と考えられる原則を、必要度に応じて順序づけした。

第7章は、前章で対象とした9名の面接記録をもとに、働くことを希望する重度精神障害者の就職および定着のプロセスを明らかにするための事例検討と、IPSプログラムの

8原則以外の支援の原則に関する理論生成をするべく M-GTA (木下、1999) の研究手法を採用して、帰納的アプローチによる質的研究を実施した。その結果、事例検討から、IPS 支援機関利用後から調査日現在までのプロセスが明らかとなり、M-GTA から、【希望の結実と就職後のプロセス】、【IPS 支援機関利用初期から現在に至るサポートのプロセス】の2つが生成された。こうした結果を受けて、IPS プログラムに加えるべき我が国独自の支援として、1. 就職支援関係者との連携と支援の共同、2. 就職支援に関する家族支援の2つがあげられた。以上、前章までで妥当性を検討した IPS プログラム 8原則に基づく支援に加え、本章で明らかにされた2つが就職支援として重要であることが示された。その他、就職支援以外の包括的な支援として、1. 服薬管理、2. 生活リズム等のアドバイス、3. 家族支援、4. 生活世帯の変化および居住問題の支援、5. 金銭問題、6. 将来の不安、7. 就職後の生活関連相談の7つが挙げられた。

終章では、以上の結果を基に、我が国において IPS プログラムを実践するフィデリティ得点の高い IPS 支援機関においては、重度精神障害者支援に対しても IPS プログラムが有効であること、そして、その8原則が妥当なものであることを論じた。しかし、日本においては、あまり支援の必要性が高くない原則があること、IPS の原則にはない「就職支援関係者との連携と支援の共同」と「就職支援に関する家族支援」の2項目を付加すること、就職支援以外の包括的な支援などの重要性が改めて指摘された。

最後に、IPS プログラムの意義について、システマティック・レビューによって導き出された科学的根拠のある実践であり、フィデリティ評価が行えることで支援の質の担保をすることができること、などが指摘され、本研究で IPS プログラムの有効性が日本でも追試されたことから、IPS プログラムは今後の就労移行支援事業所の支援のあり方について方向性を与えるものであるとの考察がなされた。さらに、日本での実施に際しては、IPS で重視される支援の要素も加え、より日本において有効性を高めていくことの必要性が述べられた。

## 【評価】

以上の片山氏の論文の評価は以下の通り。

1. 精神障害者の就労については、2005年の障害者自立支援法以降、関心が高まっており、特に、2018年には精神障害者が法定雇用率に算定されることとなっているが、精神障害者の就労及び職場定着には課題も多いことが指摘されており、そうしたことから非常に時宜を得たものであると言える。また、本研究が、いまだ日本では十分な研究が行われていない、より重症度の高い精神障害者の一般企業への就職支援に敢えて着目していることも、この論文の研究価値を高めている。

2. 本研究に先立ち、施策の歴史や障害者に関する統計資料などで概観した上、自ら行った調査に基づき、精神障害者には知的障害者や身体障害者と比較して、就職率も定着率も低いなどの課題があることを論証している。こうした論述は、片山院生の現状把握の的確さを示すものとして評価できる。

3. 本論文において、日本の社会福祉学の領域ではいまだ十分に行われていないシステムティック・レビューという方法を用いて、エビデンスの証明されたプログラムとして Individual Placement and Support (IPS) を取り出したことは、今後さまざまなテーマに関して効果研究を行う際の手続として先駆的な例となりうるもので、高く評価されるものである。

4. 本研究が着目した IPS プログラムは、いまだ日本において普及しておらず、日本においてはその就職率や就労開始後の定着率に関する効果判定がわずかしが行われていない。本研究では IPS プログラムを忠実に実施している15の事業所で支援を受けている利用者について調査し、就職率や定着率が他の事業所の結果と比べて有意に高いことを示した。この点がこの研究の大きな意義の一つとなっている。

5. さらに、本研究において、IPS プログラムを日本で実践する上で、アメリカで用いられた支援の原則が概ね妥当することを示した上で、日本で実践する際には重要度が比較的高くない原則があることや、日本で効果を上げるためには是非追加して行わなければならない支援があることを示したことは、今後 IPS プログラムを日本において普及させていく上で貴重な所見と言える。また、その具体的な支援の内容が検討されている点がこの研究の成果として評価できる。

一方で、本研究では IPS の効果自体は追認できたものの、その効果がどのようなメカニズムでもたらされたものであるか、について十分明らかにしたとは言えない。IPS の原則のうち、特に重要と思われる「希望する職場に」「希望したときに」就けるように支援を行うことで、なぜ効果が上がるのかについてもさらに考察を深めることが、今後このプログラムが日本で普及していくためにも必要となると考える。また、IPS の原則について詳細に検討し、日本では IPS の原則に則しつつ、柔軟に修正して行うべきところがあるとの指摘に至ったことには大きな意義があるとしても、今回の分析が9名のインタビューに基づいていたことを考えると、日本で修正ないし付加的に行わねばならない支援は片山院生の観察に尽きるものではない可能性が捨てきれない。

しかし、以上の指摘は、これまで報告してきた本研究の価値を低めるものではなく、片

山院生の今後の研究に期待したいと考える。

**【審査結果】**

以上、片山優美子氏による学位請求論文の研究目的、方法、結果、考察について審査した。その結果、若干今後に残る課題はあるものの、片山氏の論文は、研究テーマに今日的意義や臨床的価値を有し、これからの日本の精神障害者に対する就労支援のあり方を左右する可能性を秘めた重要な成果が得られていると判断する。その結論を導くに至る論文の論理的構成、おのおのの章で行われた調査・研究の実施方法、得られた成果と考察のいずれも、博士の学位請求論文として認められる水準に達しており、福祉社会デザイン研究科（ヒューマンデザイン専攻）の博士学位審査基準に照らし妥当な内容であることが認められる。

以上、所定の試験結果と論文評価に基づき、学位審査委員会は全員一致をもって片山優美子氏による学位請求論文は、本学博士（社会福祉学）（甲）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

以上